

雲南市放課後児童クラブ入会募集について

1. 放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入れ対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

2. 入会要件

保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な場合に放課後児童クラブをご利用いただけます。

- ①就労(育休から復帰予定の方は復帰の日が属する月から)
- ②妊娠・出産／入会期間は出産(予定日)を基準として産前8週(多胎児の場合は14週)の日の属する月から産後8週間を経過する日の属する月の末日まで
- ③保護者の疾病・負傷・障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧に当たっている
- ⑥就学・職業訓練受講中
- ⑦児童虐待・DV
- ⑧その他、市が特に認める場合

※「求職活動」・「育児休業」は入会の要件となりません。

3. 利用の方法

次の2つの利用方法があります。

通 年 利 用	年間を通じて児童クラブを利用していただくことができます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用することができます。「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

4. 利用時間・利用料金等

「令和3年度 雲南市放課後児童クラブ一覧」をご覧ください。

【留意点】

月額制の放課後児童クラブでは、通年利用の入退会月に限り日割り精算を行います。入退会月以外または長期休業限定利用については日割り精算を行いません。利用の有無にかかわらず、定額の月額料金をいただきます。

5. 入会申込み（通年利用／長期休業期間限定利用共通）

次のとおり利用の申込みを行ってください。

育児休業等から職場復帰される方、その他、年度途中より入会を希望される方についても申込みを受け付けます。ただし、以下の点にご留意ください。

育休等復帰の方 / 円滑な復帰を支援するため、年度途中入会のための予約枠確保に努めます。（入会が決まらない場合もあります。）職場復帰日の属する月から入会を希望することができます。

年度途中入会の方 / 4月から通年利用を希望される方の入会を優先しますので、入会が決まらない場合があります。あらかじめご了承ください。

※令和2年度まで放課後児童クラブをご利用の方も、再度入会申込みをしていただく必要がありますのでご注意ください。

※「長期休業限定利用」の方も同様にお申込みいただけます。

6. 提出書類

【共通書類】

①入会許可申請書	全員（児童1人につき1枚必要です。）
②入会申込受付票	全員（兄弟等で入会申込みをされる場合、記載内容が同じであれば世帯で1枚の提出で構いません。）

【個別書類】

入会要件に応じた保護者等に関する書類をご提出ください。兄弟姉妹が保育所等へ入会申込みを行われる場合、書類の重複提出は不要ですので申込みの際、その旨お申し出ください。

③保育（養育）を必要とする事由申立書	⑥～⑩までの書類を提出される方
④就労証明書	「就労」要件の方（会社等にお勤めの方）
⑤自営業・農業等就労申立書	「就労要件」の方（自営業や農業等に従事している方）
⑥母子手帳の写し	「妊娠・出産」要件の方
⑦保護者の疾病・負傷・障がいに関する医師の「意見書」又は各種手帳の写し	「保護者の疾病・負傷・障がい」要件の方
⑧被介護者の診断書および各種障がい者手帳・介護保険証等の写し	「親族の介護・看護」要件の方
⑨り災証明書	「災害復旧に当たっている」要件の方
⑩学生証の写し又は在学証明書もしくは職業訓練受講の事実を確認できる書類の写し	「就学・職業訓練受講中」要件の方

※「児童虐待・DV」および「その他、市が特に認める場合」要件の方は状況により個別の判断が必要となりますので、子ども政策課へご相談ください。

【ダウンロード】

下記申請様式等につきましては、雲南市のホームページ(<https://www.city.unnan.shimane.jp>)または、雲南市子育てポータルサイト(<https://kosodate-unnan.jp/>)からもダウンロードできます。

- 雲南市放課後児童クラブ入会手引き
- ①入会許可申請書
- ②入会申込受付票
- ③保育(養育)を必要とする事由申立書
- ④就労証明書(被雇用者用)
- ⑤自営業・農業等就労申立書(自営業・農業用)

【募集期間】

入会時期	期間	入会決定時期(目安)
4月入会	令和2年12月1日(火)～令和3年1月8日(金)	2月中旬
随時入会	都度申込みを受け付けます。	随時

【注 意】

入会の決定は、先着順ではなく入会選考基準により利用優先度の高い方から行いますが、利用をご希望の方は早目に申請書類を提出していただきますようお願いいたします。

募集期間に申し込まれた方でも利用優先度の低い方などは入会決定時期がずれる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申込先】

○大東町内の下記の児童クラブへの入会をご希望の方は次の通りお申込みください。

入会希望クラブ		申込先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	新規・継続とも希望するクラブへ直接
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	

○上記以外の児童クラブへ入会をご希望の方は、次の通りお申込みください。

【令和3年度より新規入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課まで。

【令和2年度から継続入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課 および各放課後児童クラブまで。

子ども政策課	0854-40-1044
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083
三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
吉田総合センター市民福祉課	0854-74-0215
掛合総合センター市民福祉課	0854-62-0056
各放課後児童クラブ	別紙「令和3年度放課後児童クラブ一覧」でご確認ください。

7. 入会選考基準

入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回った場合は、提出された書類や聞き取り内容に基づき、保護者(父母)の「児童の養育を必要とする事由(基準①)」や「世帯等の状況(基準②)」を判定し、養育の必要度の高い児童から優先的に入会を決定します。

このため、低学年の児童を優先し受入れたり、祖父母がおられる家庭については入会をお断りしたりする場合があります。

また、養育の必要度が高い場合でも、放課後児童クラブに入会枠がない場合には入会を決定できないことがありますので、ご了承ください。

【選考基準】

別添「令和3年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表」をご確認ください。

8. 放課後児童クラブからのお願い

【傷害保険】

入会決定後は、児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険へご加入いただきます。この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

保険料等、詳細については、放課後児童クラブからご説明します。

【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合などは、「入会許可内容変更届」又は「退会届」の提出が必要となりますので、子ども政策課又は各総合センター市民福祉課まで速やかにご相談ください。

【その他のお願い】

- 放課後児童クラブは就労支援等のための制度です。保護者の勤務がお休みの時は、極力ご家庭で過ごしていただきますようご協力をお願いします。
- 開所時間、時間内の利用を厳守し、また、勤務終了後は早目のお迎えをお願いします。
- 小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。
- 児童が健全な生活習慣を身に付けられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的とするものではありませんので、各家庭でも適切な支援をお願いします。
- 申し込みに当たっては、入会対象の児童やご家族とご相談の上、必要性をご検討いただきますようお願いいたします。

令和3年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表

基準①: 児童の養育を必要とする事由

			父	母		
居宅外就労 (居宅外自営業を含む)	週5日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	10	10		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	9	9		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	8	8		
	週4日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	9	9		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	8		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	7	7		
	週3日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	8		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	7	7		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	6	6		
	週3日以下	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	5	5		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	4	4		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	3	3		
居宅内就労 (居宅内自営業を含む)	週5日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	9	9		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	8	8		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	7	7		
	週4日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	8	8		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	7		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	6	6		
	週3日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	7		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	6	6		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	5	5		
	週3日以下	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	4	4		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	3	3		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	2	2		
妊娠・出産(産前産後)	母親が妊娠または出産後の場合で保育が必要な場合 [産前8週前の日の属する月の初日(多胎児の場合は14週)～産後8週を経過した日の属する月末まで]		-	10		
両親の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院(1か月以上を要する)		10	10
		自宅内	常時病臥・保育不能		9	9
			保育困難[精神疾病、感染症、その他安静(概ね日中4時間以上就床)]		8	8
			保育やや困難[一般療養]		7	7
	障がい	身障手帳1・2級又は療育手帳A又は精神障がい1級		10	10	
		身障手帳3級又は療育手帳B又は精神障がい2級		9	9	
		身障手帳4級以下又は精神障がい3級		8	8	
親族の介護・看護	同居親族	全部介護・看護		10	10	
		一部介護・看護		7	7	
		全部・一部介護等以外		5	5	
	別居親族	全部介護・看護		7	7	
		一部介護・看護		5	5	
		全部・一部介護等以外		3	3	
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	10		
就学・職業訓練受講中	就職・事業開始に必要な学校に就学又は職業訓練等を受講している		9	9		
	上記以外の学校等に通学		7	7		
児童虐待・DV			10	10		
その他 保護者不在[離婚(離婚調停中含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]			10	10		

基準②:世帯の状況等

生活保護世帯(就労による自立支援につながると判断する場合のみ)	2
ひとり親世帯	2
ひとり親世帯で同居親族・協力者がいない場合	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(就労している場合に限る。)	1
虐待又はDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	2
児童が障がいを持っている場合	2
発達支援の観点(本人の状況又は家庭の状況)から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合	2
産休・育休満了による就労のため入所を希望している場合	1
兄弟姉妹が既に放課後児童クラブに入会している場合	1
同居の祖父母(65歳未満)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-3
同居の祖父母(65歳未満)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2
同居の祖父母(65歳以上)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-1
同居の祖父母(65歳以上)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	0
保護者が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2

基準③:児童の状況

入所する児童が小学校1年生	6
入所する児童が小学校2年生	5
入所する児童が小学校3年生	4
入所する児童が小学校4年生	3
入所する児童が小学校5年生	2
入所する児童が小学校6年生	1

基準④:勤務終了時間

	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労 (居宅外自営業を含む)	18:00～	10	9	8
	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労 (居宅内自営業を含む)	18:00～	8	7	6
	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

基準点数の集計及び入会選考方法

基準①について、父母のうち、いずれか低い方を基準点数として選択します。ひとり親家庭については、得られた点数がそのまま基準点数となります。

基準①による選考を行ってもなお入所枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算し、再選考を行います。それでもなお入所枠が得られない場合は、前記の手順による選考を基準③、基準④の順番に行い入会者を決定します。

令和3年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名称	運営主体	実施場所	開設時間	延長利用	利用料金	
						通年利用	長期休業限定利用
大東町	ちゃれんじクラブ 0854-43-6848	民	大東町田中58-1 大東小学校校庭	平日	有	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(1回) : 500円 (18:30~19:00) ※土曜延長なし 利用回数に応じ月額に計算	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	有	日額(1日) : 500円 土曜・振替休業等1日利用の場合 日額(半日) : 250円 平日の放課後利用の場合 延長料金(1回) : 300円 (18:00~19:30) ※土曜延長なし ★上記単価にて利用実績により徴収します。	日額(1日) : 500円 ※長期は半日料金設定はありません。 延長料金(1回) : 300円 (18:00~19:30土曜除く) 昼食代(1回) : 100円
				長期休業日	有	日額(1日) : 1,000円 土曜・振替休業等1日利用の場合 日額(半日) : 500円 平日の放課後利用の場合 日額(4時間以内) : 400円 平日の放課後利用の場合 延長料金(1回) : 100円 (18:00~18:30) ★上記単価にて利用実績により徴収します。	通年料金と同じ
加茂町	加茂第1・第2児童クラブ 0854-49-8355	民	加茂町加茂中1001-4 加茂子育て支援センター内	平日	有	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
木次町	さすき児童クラブ 0854-42-1036	民	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	平日	有	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	春休み 3,000円 3月期 2,000円 7月期 4,000円 8月期 10,000円 ※すべて月額です。
斐伊児童クラブ	斐伊児童クラブ 0854-42-5050	民	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	平日	無	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
寺領児童クラブ	寺領児童クラブ 0854-42-1188	民	木次町寺領612 寺領小学校体育館内	平日	有	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	有	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 延長料金(10分) : 100円 (18:00~19:00)	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
三刀屋放課後児童クラブ	三刀屋放課後児童クラブ (一宮自主連合会) 0854-45-5010	民	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスパル隣	平日	無	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
掛合町	かけや児童クラブ 0854-62-0189 (掛合自治振興会)	民	掛合町掛合2151-1 掛合交流センター内	平日	無	月額 : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算 ※ファミリーセンターと連携した延長サービスあり 300円/30分	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				振替休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。
				長期休業日	無	日額(1日) : 5,000円 (定額) 土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に計算	冬休み 1,000円 1月期 2,000円 ※すべて月額です。

※児童クラブキリカ以外の放課後児童クラブでは、上記料金の他、おやつ代を徴収させていただいております。
 ※開所時間、利用料は現時点のもので、今後変更となる場合があります。
 ※月額利用料金について、通年利用で月途中の入退会に限り、日割り計算いたします。